

第4章 [目指すまちの姿4]

きれい！暮らしやすい！ 住みたいまち・糸満市

（環境・まちの基盤）

- 政策1 循環型社会をつくる
- 政策2 生活環境をよりよく保つ
- 政策3 地域のインフラを整える
- 政策4 快適に暮らせるまちをつくる
- 政策5 まちの賑わいや調和をつくる

政策 1

循環型社会をつくる



1. 政策の方針

自然環境の保全と再生および活用を進めていくとともに、国や県の政策と連動した省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入など、脱炭素社会の実現にむけ市民等と協働で取り組みます。

廃棄物については引き続き意識啓発活動やごみ減量化に取り組み、発生抑制（リデュース）・再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）の 3R を進めるとともに、不法投棄防止対策を展開します。

循環型社会の構築や環境問題の解決にむけては、市民や事業者一人ひとりの意識と行動が重要です。意識を変えるには学びが必要であり、学びの機会をさまざまな人々に広げていきます。

2. 現状・課題

森・川・海の連鎖や生物多様性などの重要性が社会的に認識され、市民の環境意識は高まっています。しかし、河川や地下水の汚染、海や森などの自然環境の保全と再生にはまだ課題があり、自然環境の多面的な価値が十分発揮されているとはいえない状況です。

本市では、「糸満市新エネルギービジョン」の策定や「COOL CHOICE 宣言」を行い、エネルギーの地産地消や環境負荷の低減に取り組んでいます。クリーンエネルギーについては、地域特性に合ったエネルギー戦略を図ることが重要であり、市民等と協働で取り組む必要があります。



美しい海と緑

ごみ処理に関しては分別による減量化等により一定の成果を上げましたが、さらなるごみの減量や不法投棄対策が引き続き課題です。また、新たな中間処理施設（ごみ焼却炉）を広域で建設することが決定したことで、次のステップとして適切な処理方式の選択や、完成時まで現施設の寿命を延ばす運用などが求められます。

これからは、人々の生活そのものが環境に負荷の少ない持続可能なものへと変化を求められており、専門的な知識を有する人材の活用による行政・市民・事業者の連携が不可欠となっています。

3. 指標

指標名	実績値 (H30 年度)	目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
公共施設の温室効果ガス排出量 [t-CO ₂] (※1)	11,841	10,089	8,400
市民一人当たりのごみ量 [g/人・日]	867	845	823
学校・行政連携による環境学習教室の実施回数 [回/年]	18	29	36

(※1) 温室効果ガス排出量は、糸満市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）による値

4. 施策の展開

（１）自然環境の保全と活用

自然環境を保全・再生し、健全な状態の維持を図ります。また経済活動と環境が両立し、好循環を生み出すような活用を進めます。

- ・ 森・川・海の保全と再生、活用（陸域・水域の自然環境と生態系の保全・再生、自然や水辺に親しむ場づくり、外来生物による自然生態系のかく乱防止対策、河川環境の水質調査の実施など）
- ・ 耕土流出防止対策の推進と土づくりの促進（畑面被覆や緑肥の推奨、農薬適正使用の農家指導や啓発など）
- ・ 自然環境に配慮した適切な開発の誘導（市土の無秩序な開発を防止し、自然環境の保全および活用に関する包括的な取り組みの展開など）

（２）脱炭素型社会づくり

総合的なエネルギー戦略を含む地球温暖化防止の取り組みを実施し、官民が連携して脱炭素型社会づくりを進めていきます。

- ・ クリーンエネルギーの推進（市有地への再生可能エネルギー設備の設置を推進、バイオガスなどを活用した官民連携による再生可能エネルギーの利活用の推進など）
- ・ 省エネルギーの推進（市施設をはじめあらゆる場での省エネルギーの推進など）
- ・ 地球温暖化防止の取り組み（都市緑化の推進、住宅等への太陽光発電や電気自動車（EV）等の促進など）

（３）ごみ等の適正処分の推進

多面的な手立てを尽くして廃棄物を減らし、循環型社会を実現します。

- ・ ごみの減量化・資源化の推進（家庭ごみの正しい分け方・出し方の周知、食品ロス削減の取り組み、生ごみ処理容器等購入に対する補助など）
- ・ 不法投棄への対処（不法投棄しにくい環境づくりと違法性等の周知・環境意識醸成など）
- ・ 適切な中間処理・最終処分の推進（処理技術向上、中間処理施設の一元化等の取り組みなど）



（４）循環型社会構築にむけた人材の育成

循環型社会の実現は、行政、市民、事業者などすべてのプレイヤーにかかっていることから、幅広い環境教育の機会をつくり、人材の育成に努めます。

- ・ 環境教育の推進（学校や生涯学習での環境学習や市民環境保全活動等、多様な環境教育の支援など）
- ・ 多様な人材を活用した環境意識の啓発活動（星空観察会実施など）

5. 個別計画等

- ◇ 糸満市農村振興基本計画
- ◇ 糸満市一般廃棄物処理基本計画
- ◇ 糸満市新エネルギービジョン

- ◇ 糸満市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
- ◇ 糸満市分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン

政策 2

生活環境をよりよく保つ



1. 政策の方針

良好な生活環境を維持するため、まちの美化については、市民協働により実践されている市民ボランティア清掃に引き続き取り組みます。また、地域や住民主体で取り組む美化活動の支援や、美化意識の向上を図ります。

動物愛護については人間と動物が共存する社会を目指し、有害動物については適切な対策を講じます。

公害に関しては、発生状況を的確に把握し、未然防止や早期の解決に取り組みます。

2. 現状・課題

本市では、環境美化の促進と清潔で美しいまちづくりを目的に、定期的実施される市民ボランティア清掃や、各自治会による地域清掃、団体や個人ボランティアによる清掃活動が盛んに行われています。

しかし、道端や草むらにはポイ捨てごみがまだまだ見られます。「美しいまちづくり」を促進するため引き続き清掃活動を支援しながら、市民の美化意識の向上に努める必要があります。

動物に関しては、飼い犬の狂犬病予防接種率向上が課題です。また、野良犬・野良猫や放し飼いが市民の生活環境のトラブルとなっていることが多くみられ、引き続き徘徊犬捕獲等（TNR 活動（※1）含む）に取り組むとともに動物に対する遺棄・虐待・ネグレクトの防止に関する啓発活動を継続する必要があります。



TNR(さくらねこ)

有害動物対策としてのハブ駆除事業では、年平均 130 匹を捕獲しており、ハブ咬症被害件数は減少していますが、引き続き駆除を実施する必要があります。

本市での公害に対する苦情は悪臭が多く、関係者に対して施設整備や管理面での改善指導を行っています。騒音では住宅地域内の夜間騒音が多く、健全な生活や健康被害等への影響もあるため早期解決が求められます

墓地については、近年、家族墓志向や個人墓の増加とともに小規模墓が急増しています。また、少子高齢化に伴い、今後の墓地需要の変化が予測され、公営墓地を検討する必要があります。

（※1）TNR 活動...「飼い主のいない猫」に対し、T:捕獲し、N:不妊去勢手術を行い、R:元の場所に戻す活動

3. 指標

指標名	実績値 (H30 年度)	目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
ハブ咬症被害件数 [件/年]	2	0	0
野良猫の避妊・去勢手術された匹数 [匹/年]	—	150	200
団体等による清掃活動の支援（回収等）回数 [回/年]	300	400	500

4. 施策の展開

（１）まちの美化

平和都市宣言のまちにふさわしい未来永劫の住環境を基本理念に、まちの美化活動を推進します。

- まちの美化活動の推進（市民参加による美化活動（市民ボランティア清掃）や自治会等による地域清掃活動、個人ボランティアの支援など）
- 美化意識の向上（広報紙やSNSなどを活用したモラル向上の取り組みなど）



第2土曜日の市民ボランティア清掃

（２）公害等の対策

健康で快適な暮らしを妨げる公害等を防止し、人と動物が共存する社会をつくれます。

- 徘徊犬、ペット、有害動物対策（野良犬捕獲・野良猫対策（TNR活動）、狂犬病予防接種の促進、犬・猫の避妊去勢手術の推進、ハブ等有害生物の防除など）
- 動物愛護意識の普及（動物愛護法の周知、地域・市民による愛護活動との連携など）
- 悪臭等、公害防止策の推進（公害防止の意識啓発、事業者との環境に関する協定や立地時の指導、騒音や悪臭の規制地域の見直しなど）



ハブ捕獲機



ハブ注意看板

（３）墓地等の対策

今後の墓地動向を見極め、必要な対策を講じます。

- 民営墓地の規制・誘導（墓地に関する規則の周知と適切な運用など）
- 墓地整備基本計画の見直し（公営墓地整備の必要性を含めた検討など）

5. 個別計画等

◇ 糸満市一般廃棄物処理基本計画

◇ 糸満市墓地整備基本計画

政策 3

地域のインフラを整える



1. 政策の方針

交通環境では、国道や県道の整備状況にあわせて市道の整備を行い、歩行者や自転車の安全とユニバーサルデザインに配慮しつつ、効果的な道路ネットワークを構築します。

また、今後増加する交通弱者や観光客利用も視野に入れ、デマンドバス等の本格運行など、公共交通網の強化に取り組みます。

情報通信ネットワークの充実も不可欠です。ひと・地域・情報のつながりを支える都市インフラの一環として整備を進めていきます。

上下水道では施設の充実や適切な維持管理に引き続き取り組むほか、緊急時への対応や事業の健全化および広域化・共同化の検討を進めていきます。

2. 現状・課題

糸満市域には、国道 331 号、10 本の県道および 723 本の市道がネットワークされています。

今後の課題として、現在整備中の糸満与那原線（糸満ロータリー）や糸満具志頭線（外郭線）などの計画された主要県道の早期拡幅整備およびそれにアクセスする市道の整備充実が挙げられます。



糸満ロータリー

あわせて公共交通網および交通弱者の移動手段の確保も必要です。本市ではデマンド交通であるいとちゃん mini の試験運行を実施しており、今後はサービス水準の向上とともに、本格運行にむけた事業の持続が課題です。

水道事業では、老朽化施設の更新および耐震化事業の早期推進と災害等緊急時対策の充実とともに他市町村等との支援体制の充実が課題であり、下水道事業では汚水未敷設地区の整備、人口普及率および水洗化率の向上と頻発する雨水冠水への対策が喫緊の課題です。また、経営基盤の強化や効率化を図るため、使用料改定や消化ガス再生エネルギー活用による収入向上等や広域化・共同化の検討を進める必要があります。

公共下水道区域外では、農業集落排水事業の推進と合併浄化槽への切り替えの促進を図る必要があります。

高速・大容量の情報通信環境のニーズが高まり、早期の環境整備にむけた取り組みが望まれます。

3. 指標

指標名	実績値 (H30 年度)	目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
道路の改良率 [%]	82.8	84.0	84.9
上水道有収率 [%]	92.9	96.0	98.0
下水道人口普及率 [%]	68.7	73.5	77.5

4. 施策の展開

（１）交通・通信ネットワークの整備

総合的な交通対策により、誰もがアクセスしやすい環境を目指します。また情報通信基盤の充実を図ります。

- 快適な道路交通ネットワークの充実（国・県による幹線道路整備と歩調をあわせた街路および市道の計画的な整備推進、自転車道や安全・安心な交通環境の整備の促進など）
- 効率的で持続可能な公共交通の整備（市内公共交通機関としてのデマンドバス等の本格運行にむけた活動展開、市外・空港とのアクセス向上や新交通ターミナル整備の検討、軌道系公共交通の導入検討など）
- 情報通信ネットワークの充実・拡充（新たな情報通信規格への対応促進、学校や公共的空間における情報通信基盤拡充など）



デマンドバスのいとちゃん mini

（２）上下水道等の整備

持続的に質の高いサービスが提供できるよう、健全運営と適切な施設更新および新設を推進します。

- 健全な上下水道事業の運営（適正な料金等による健全経営の実施など）
- 施設設備の老朽化対策、耐震化、更新および新設（老朽化施設の更新および耐震化など）
- 緊急時の応急給水対策の整備（市独自対策の充実、県や近隣市町村との広域的相互連携協力体制の構築など）
- 公共下水道および農業集落排水の整備（未整備地区における汚水処理の早期整備や雨水排水路新設など）
- 汚水処理事業の広域化・共同化の検討（処理場統合、維持管理運営共同化等の検討など）
- 合併浄化槽への切り替えの促進（単独浄化槽からの切り替え支援など）

5. 個別計画等

- ◇ 糸満市一般廃棄物処理基本計画
- ◇ 糸満市地域公共交通網形成計画
- ◇ 糸満市障がい者計画

- ◇ 糸満市農村振興基本計画
- ◇ 水道事業経営戦略
- ◇ 下水道事業経営戦略

政策 4

快適に暮らせるまちをつくる



1. 政策の方針

まちの活力維持や環境保全のために、空き家について実態を把握し、有効活用に向けて検討します。また、老朽化が激しい市営住宅は早急な建て替えを実施するとともに、入居者がより住みやすい環境となるよう適正な管理を行います。

公園緑地は、市民の癒しの空間としての目的はもとより、災害時における避難場所としての役割も想定しながら計画的に整備や更新を進め、管理も含めた魅力向上を図ります。

2. 現状・課題

近年、復帰前後に建築された個人住宅の空き家が増えつつあり、危険な状態となっており、周囲への影響が懸念されています。

市営住宅においては、住宅需要が高まっていますが、ニーズに合う良好な住宅の供給が不足しています。一方で老朽化が進行している市営住宅も存在しており、4 団地は建て替え対象、ほか 2 団地も改修・維持管理を要すると判断されており、優先的に整備する必要があります。また、三和地域においては、公営住宅の必要度に対して供給量が不足しており、喜屋武地区への整備にむけた検討が必要です。



市営住宅

市内には、県管理の平和祈念公園や平和創造の森公園など大規模な公園が配置されていることから、平成 31（2019）年 3 月現在の市民一人当たり公園面積は 22.46 ㎡/人となっており、国の整備目標の 20 ㎡/人を上回っています。しかし、主として歩いていける範囲の公園である住区基幹公園は、市民一人当たり 3.13 ㎡/人で国の整備目標の 4 ㎡/人を下回っている状況です。また、既存公園における除草や遊具メンテナンスなどの維持管理が課題となっています。

都市公園の整備・活用については、平成 26（2014）年度に糸満市都市公園施設長寿命化計画を策定しており、これに沿って老朽化した施設・遊具の更新、ニーズに合った公園利用形態の模索、市民参加型管理の促進により公園に愛着が持てるような施設づくりを進める必要があります。

3. 指標

指標名	実績値 (H30 年度)	目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
市営住宅の改築率 [%]	—	25	50
住区基幹公園整備面積 [㎡/人]	3.13	3.44	3.75

4. 施策の展開

（１）良好な住宅・住環境の形成

ニーズに合った住宅供給を促進するとともに、空き家対策などを実施し、良好な住環境の形成を図ります。

- 良好な住宅の整備（環境に配慮し長く住める住宅の普及促進、地区計画などによる良好な住環境形成の促進など）
- 市営住宅の整備（計画に基づいたニーズに合った市営住宅の適切な供給・更新など）
- 空き家・空き地の適正管理および空き家の有効活用（空き家の実態把握、管理対策や空き家の有効活用に向けた検討や取り組みの推進、住宅地域に所在する空き地の除草等の適正管理指導など）



地区計画を導入したまちなみ(西崎周辺)

（２）公園緑地の魅力向上

公園緑地の魅力を高め、活用の幅を広げて、より親しまれる公園を目指します。

- 都市公園緑地の整備・活用（身近な公園の新設整備のほか、老朽化した公園のリニューアルや活性化の推進など）
- 公園管理の充実（長寿命化計画に基づく予防的管理の実施、官民連携による管理の充実を目指し民活事業の導入検討や地域による管理体制の促進など）
- その他の公園緑地の整備拡充（都市公園以外の多様な緑地について、防災や身近な緑空間など地域ニーズに応じた形での活用・整備など）



公園で遊ぶ子どもたち

5. 個別計画等

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ◇ 糸満市住生活基本計画 | ◇ 糸満市営住宅再生団地計画 |
| ◇ 糸満市公営住宅等長寿命化計画 | ◇ 糸満市公園施設長寿命化計画 |
| ◇ 糸満市営住宅ストック総合活用計画 | ◇ 糸満市空家等対策計画 |
| ◇ 緑の基本計画 | |

政策 5

まちの賑わいや調和をつくる



1. 政策の方針

活力低下が目立つ既成市街地にあっては、新公設市場を拠点とした商業機能の再生を図るとともに、西崎や潮崎町などの新市街地においても、緑豊かなまちなみを形成し、まちづくりを支える地域コミュニティの育成等を推進することで魅力的なまちとして価値を高めていきます。既成市街地や農村集落では、基盤環境の整備を進めるとともに、地域の特性をいかした魅力的な景観形成を推進していきます。また、調和のとれた土地利用を図り無秩序な開発を防ぐために、土地区画整理などの手法により適切な開発を誘導します。

2. 現状・課題

字糸満の既成市街地は、商業の中心地として発展してきましたが、新たな商業地の発生により商業機能が低下しています。対策として糸満市都市マスタープラン等を策定し、街路などの都市施設をはじめ、さまざまな事業を検討することでまちの再生に取り組んでいるところです。

潮崎地区の埋立事業や武富、糸満南地区の土地区画整理事業により現在も住宅建設が進行中であり、まちの全容がかたちづくられる状況にあります。しかしながら、このような市街地にあって、市街化区域に編入されていない箇所も存在することから、今後解決を図ることが重要となります。

また、近年では、国道 331 号が全面開通し、那覇空港および那覇港へのアクセス性が格段に向上したことなどにより、企業の立地需要が増加しています。しかしながら、糸満工業団地は既に完売しており、企業の立地需要に応えられない状況にあるため、新たな土地の有効利用が求められています。加えて、南部病院跡地の有効利用についても、検討していく必要があります。

一方で市街化調整区域において人口増加の著しい兼城地区ではスプロール化が進行しており、生活環境の悪化が懸念されています。高嶺、三和地区の農村集落では、人口の減少が問題であるため、自己用住宅建設の規制緩和が市内全集落で導入されているところですが、既存集落における定住化をなお一層進めていく必要性があります。

本市では地域ごとの特色ある風景を守り、いかすため、市全域を糸満市風景づくり計画の区域に指定し、良好な景観形成を進めており、魅力ある地域づくりにむけて継続した取り組みが必要です。

3. 指標

指標名	実績値 (H30 年度)	目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
糸満南土地区画整理事業区域内の居住人口 [人]	3,416	3,700	3,700
武富土地区画整理事業区域内の居住人口 [人]	1,267	2,130	2,130
いとま〜るイベント回数 [回/年]	—	6	6

4. 施策の展開

（１）商店街・市場の賑わいづくり

市の顔となる、活気ある中心市街地をつくります。

- ・西崎商店街の賑わい創出（商店会結成の促進および商業活性化にむけた取り組み支援など）
- ・糸満漁港・中央市場周辺地域のまちづくり（漁港や「糸満市場いとま〜る」を中心とした関係者や地域住民との連携による賑わいある商業地域の発展への取り組みなど）



いとま〜ると周辺まちなみ

（２）市街地・集落の整備

既成市街地や農村集落の環境改善を進めるとともに、良好な景観づくりや調和のとれた都市開発の誘導を図ります。

- ・既成市街地および集落の整備（都市マスタープランや農村振興基本計画を基本に狭あい道路解消など利便性向上、安全・安心な住環境形成のための基盤整備の推進など）
- ・土地区画整理地区の整備（糸満南土地区画整理事業および武富土地区画整理事業の完了など）
- ・良好な景観形成（風景づくり計画および都市マスタープランを基本に良好な景観形成や優れたまちづくりを実現、屋外広告物の規制誘導や重点施設の景観形成等の検討、農業基盤整備における環境との調和への配慮など）
- ・適切な開発の誘導（市土の無秩序な開発の防止による安全で良好な地域環境の確保、市街化区域内外の持続的なまちづくりに必要な開発の推進、市街化調整区域の地区計画に基づく開発の誘導、良好な農村環境の保全・創出など）
- ・都市施設の整備による周辺環境の改善（冠水の解消、道路の整備など）
- ・市街化区域未編入地区の整備検討（潮平、阿波根、兼城、糸満地区）

（３）土地の有効利用の促進

地域特性をいかしつつ、地域社会との調和と公害防止等を図りながら、土地の有効利用を促進します。

- ・真栄里区画整理地区の整備（土地区画整理事業の推進など）
- ・南部病院跡地の有効利用の促進（市街化調整区域の地区計画または土地区画整理事業など）

5. 個別計画等

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| ◇ 糸満市都市マスタープラン | ◇ 糸満市農村振興基本計画 |
| ◇ 糸満市風景づくり計画 | ◇ 糸満市武富土地区画整理事業計画 |
| ◇ 糸満市土地利用（真栄里地区）基本計画 | |
| ◇ 那覇広域都市計画事業糸満南土地区画整理事業計画 | |

目指すまちの姿4「きれい！暮らしやすい！住みたいまち・糸満市」 糸満市 SDGs のゴール（目標）

海や川の水質と生態系を良好な状態で維持し、美しい海や貴重な緑が守られ、糸満市ならではの多様な自然や風景が楽しめます。

循環型社会が定着し、再生エネルギー利用が進むとともに廃棄物が少なくなり、身の回りの公害やゴミ投棄が目に見えて減っています。

街並みが美しくなり、居住環境がよくなっています。交通環境が充実して、誰もが行きたいところに行きやすくなっています。

政策 1	政策 2	政策 3	政策 4	政策 5
2 気候をゼロに 6 安全な水とトイレを世界中に 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう 3 すべての人に健康と福祉を 17 パートナシップで目標を達成しよう	6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 17 パートナシップで目標を達成しよう 3 すべての人に健康と福祉を 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 14 海の豊かさを守ろう	6 安全な水とトイレを世界中に 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナシップで目標を達成しよう	11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任